



働き方改革を推進するた

めの関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）の施行に伴い、平成30年9月7日、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令が定められ、36協定の新しい届出様式が示されました。

この新しい様式は、平成31年4月1日以後の期間のみを定めている36協定について適用されます。

1、36協定の届出様式（様式は次ページを参照して下さい）

36協定に特別条項を設けない場合には新様式第9号

（1枚）【資料1】、特別条項を設ける場合には新様式第9号の2（2枚）【資

料2、3】により、所轄労働基準監督署長に届け出る必要があります。

36協定の届出様式が変わります!!

2、36協定の協定事項

協定事項のうち、特に、以下の点に留意して下さい。

① 限度時間を超えた労働に係る割増賃金の率

特別条項を設ける場合には、限度時間を超える時間外労働に係る割増率を1箇月及び1年のそれぞれについて定める必要があります

（新様式第9号の2を参照）。この割増率については、就業規則に記載する必要がある。

② 限度時間を超えて労働させる場合における手続

限度時間を超えて労働させる場合は、使用者及び労働組合又は労働者の過半数を代表する者との間で定めた手続を行う必要がありますが、この手続は、1箇月ごとに限度時間を超えて労働させることができる具体

的な事由が生じたときに必ず行わなければならない。もし、所定の手続を経ることなく、限度時間を超えて労働時間を延長した場合

には、法違反となります。この所定の手続については、手続の時期、内容、相手方等を書面等で明らかにしておく必要があります。

③ 健康福祉確保措置の実施状況に関する記録の保存

限度時間を超えて労働させる労働者に対しては、健康及び福祉を確保するための措置を協定することが必要ですが、この健康福祉確保措置の実施状況に関する記録を36協定の有効期間中及び有効期間満了後3年間保存することが必要です。

④ 特別条項を設ける場合の延長時間等

ア、1箇月
時間外労働と休日労働の合計時間数は1箇月100時間未満の範囲内として下さい。また、2〜6箇月平

均で1箇月80時間を超えてはいけません。

イ、1年
限度時間（1年360時間又は320時間）を超えて労働させる1年の時間外労働（休日労働は含みません）の時間数は720時間以内とする必要があります。

⑤ チェックボックスの記入

新様式の下欄に「上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を

合算した時間数は、1箇月

について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと」のチェックボックスがありますので、これを労使で確認し、必ずチェックを入れてください。チェックボックスにチェックがない場合、36協定は法定要件を欠くものとして無効となります。

3、厚生労働大臣が定める指針

36協定を適正なものとすることを目的として、36協定で定める時間外労働及び休日労働について留意していただくべき事項に関して、新たに指針が策定されました。指針の詳細は本誌同封のとおりです。

指針の中では、使用者の責務として、36協定の範囲内で時間外・休日労働を行わせた場合でも、労働契約法に基づく安全配慮義務を負うことに留意して下さい。

【資料1】 36協定届の記載例(様式第9号(第16条第1項関係))

36協定届の記載例

(様式第9号(第16条第1項関係))

◆ 36協定で締結した内容を協定届(本様式)に記載して届け出てください。

◆ 36協定の届出は電子申請でも行うことができます。(任意)の欄は、記載しなくても構いません。

労働時間の延長及び休日の労働は必要最小限にとどめられるべきであり、労使当事者はこのこと十分に留意した上で協定するようにしてください。なお、使用者は協定した時間数の範囲内で労働させた場合であっても、労働契約法第9条に基づき安全配慮義務を負います。

様式第9号(第16条第1項関係) 事業場(工場、支店、営業所等)ここに協定してください		事業場の名称		事業場の所在地(電話番号)		協定の有効期間	
事業の種類 金属製品製造業		○○金属工業株式会社 ○○工場		〒○○○-○○○ ○○市○○町1-2-3 (電話番号:○○○-○○○-○○○)		○○○○年4月1日から5年間	
時間外労働 ① 下記①に該当しない労働者 ② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数(業18歳以上の者)	所定労働時間(1日)(任意)	1日 法定労働時間を超える時間数(任意)	1週間(①については45時間まで、②については42時間まで) 法定労働時間を超える時間数(任意)	1年(①については360時間まで、②については320時間まで) 起算日 ○○○○年4月1日(例)
	受注の集中	設計	10人	7.5時間	3時間	3.5時間 30時間	40時間 370時間
	臨時の受注、納期変更	機械組立	20人	7.5時間	2時間	2.5時間 15時間	25時間 150時間
	製品不具合への対応	検査	10人	7.5時間	2時間	2.5時間 15時間	25時間 150時間
休日労働 労働者の過半数で組織する労働組合が無い場合には、36協定の締結をする者を明確にした上で、投票・筆字等の方法で労働者の過半数代表者を選び、選出方法に記載してください。使用者による指名や、使用者の意向に基づく選出は認められません。	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数(業18歳以上の者)	所定休日(任意)	労働させることができる法定休日の日数	労働させることができる法定休日における残業及び終業の時刻	1年の法定労働時間を超える時間数を定めてください。①は360時間以内、②は320時間以内です。
	受注の集中	設計	10人	土日祝日	1か月に1日	8:30~17:30	
臨時の受注、納期変更	機械組立	20人	土日祝日	1か月に1日	8:30~17:30	8:30~17:30	

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1週間について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。(チェックボックスに裏チェック)

協定の成立年月日 ○○○○年 3 月 12 日

協定の当事者である労働組合の名称(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)又は労働者の過半数を代表する者の氏名 検査課主任 山田花子

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(投票による選挙) ○○○○年 3 月 15 日

使用者 氏名 工場長 田中太郎

労働基準監督署長 氏名 ○ ○

◆ 36協定 新届出様式等詳しい資料について ◆



36協定の新様式等の詳しい資料は、厚生労働省のホームページにある

【「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」について】

からダウンロードできます。

※資料1~3の裏面には、「記載心得」や様式のダウンロード先等が記載されています。

- ①【資料1】36協定届の記載例(様式第9号(第16条第1項関係))
- ②【資料2】36協定届の記載例(特別条項)(様式第9号の2(第16条第1項関係))
(限度時間内の時間外労働についての届出書)
- ③【資料3】36協定届の記載例(特別条項)(様式第9号の2(第16条第1項関係))
(限度時間を超える時間外労働についての届出書)
- ④本誌同封 36協定で定める時間外労働及び休日労働について留意すべき事項に関する指針

【資料2】 36協定届の記載例(特別条項)(様式第9号の2(第16条第1項関係))
(限度時間内の時間外労働についての届出書)

36協定届の記載例(特別条項)

(様式第9号の2(第16条第1項関係))

労働時間の延長及び休日の労働は必要最小限にとどめらるべきであり、労使当事者はこのことと十分留意した上で協定するようしてください。なお、使用者は協定した時間数の範囲内で労働させた場合であっても、労働協約法第5条に基づく安全配慮義務を負います。

◆臨時的に限度時間を超過して労働させる場合には様式第9号の2の協定届の届出が必要である。
◆様式第9号の2は、
・限度時間内の時間外労働についての届出書(1枚目)と、
・限度時間を超過する時間外労働についての届出書(2枚目)の2枚の記載が必要である。

◆36協定で締結した内容を協定届(本様式)に転記して届け出てください。
- 36協定届(本様式)を用いて36協定を締結することもできます。その場合には、労働者代表の署名又は記名・押印が必要です。
- 必要事項の記載があれば、協定届様式以外の形式でも届出できます。

◆36協定の届出は電子申請でも行うことができます。
◆(任意)の欄は、記載しなくても構いません。

1枚目(表面)

時間外労働 休日労働 に関する協定届

事業の種類 金属製品製造業	事業場(工場、支店、営業所等)ごとに協定してください 〇〇金属工業株式会社 〇〇工場	事業の所在地(電話番号) (〒 〇〇〇-〇〇〇〇) 〇〇市〇〇町1-2-3 (電話番号: 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)	協定の有効期間 〇〇〇〇年4月1日から1年間	この協定が有効となる期間を定めてください。1年間とするのが望ましいです。
事業の名称		労働保険番号	労働者代表番号・法人番号を記載してください。	
事業の名称		法人番号		

時間外労働	業務の種類	労働者数(歳18歳以上の者)	所定労働時間(1日)(任意)	1日(任意)		1ヶ月(①については45時間まで、②については42時間まで)		1年(①については360時間まで、②については320時間まで)	
				法定労働時間を超える時間数	法定労働時間を超える時間数(任意)	法定労働時間を超える時間数	法定労働時間を超える時間数(任意)	法定労働時間を超える時間数	法定労働時間を超える時間数(任意)
① 対象期間が3か月を超える1年単位の定形労働時間制が適用される労働者について、②の欄に記載してください。	受注の集中	10人	7.5時間	3時間	3.5時間	30時間	40時間	250時間	370時間
	臨時の受注、納期変更	20人	7.5時間	2時間	2.5時間	15時間	25時間	150時間	270時間
	製品不具合への対応	10人	7.5時間	2時間	2.5時間	15時間	25時間	150時間	270時間
② 1年単位の定形労働時間制により労働する労働者	月末の決算事務	5人	7.5時間	3時間	3.5時間	20時間	30時間	200時間	320時間
	備品	5人	7.5時間	3時間	3.5時間	20時間	30時間	200時間	320時間
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数(歳18歳以上の者)	所定休日(任意)	労働させることができる法定休日の日数		労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻		
受注の集中		設計	10人	土日祝日	1か月1日		8:30~17:30		
臨時の受注、納期変更		機械組立	20人	土日祝日	1か月1日		8:30~17:30		

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1ヶ月について100時間未満でなければならず、かつ2ヶ月から6ヶ月までを平均して80時間を超過しないこと。
(チェックボックスに要チェック)

【資料3】 36協定届の記載例(特別条項)(様式第9号の2(第16条第1項関係))
(限度時間を超過する時間外労働についての届出書)

時間外労働 休日労働 に関する協定届(特別条項)

事業の種類 金属製品製造業	事業場(工場、支店、営業所等)ごとに協定してください 〇〇金属工業株式会社 〇〇工場	事業の所在地(電話番号) (〒 〇〇〇-〇〇〇〇) 〇〇市〇〇町1-2-3 (電話番号: 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)	協定の有効期間 〇〇〇〇年4月1日から1年間	この協定が有効となる期間を定めてください。1年間とするのが望ましいです。
-------------------------	--	---	----------------------------------	--------------------------------------

時間外労働	業務の種類	労働者数(歳18歳以上の者)	所定労働時間(1日)(任意)	1日(任意)		1ヶ月(①については45時間まで、②については42時間まで)		1年(①については360時間まで、②については320時間まで)	
				法定労働時間を超える時間数	法定労働時間を超える時間数(任意)	法定労働時間を超える時間数	法定労働時間を超える時間数(任意)	法定労働時間を超える時間数	法定労働時間を超える時間数(任意)
臨時的に限度時間を超過して労働させることができる場合	突発的な仕様変更、新システムの導入	10人	6時間	6.5時間	6回	90時間	100時間	35%	700時間
	製品トラブル・大規模なクレームへの対応	20人	6時間	6.5時間	6回	90時間	100時間	35%	600時間
	機械トラブルへの対応	10人	6時間	6.5時間	4回	80時間	90時間	35%	500時間
事由は一時的又は突発的に時間外労働を行わせる必要のあるものに限り、できる限り具体的に定めなければなりません。「業務の都合上必要とき」「業務上やむを得ないとき」など恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものは認められません。		業務の範囲を細分化し、明確に定めください。	月の時間外労働の限度時間(月45時間又は42時間)を超過する回数(6回以内)に限り、2~6か月平均で月80時間を超えてはいけません。	限度時間を超過して時間外労働をさせる場合の割増率(25%)を超過する割増率となるよう努めてください。	限度時間(年360時間又は320時間)を超過して労働させる1年の時間外労働(休日労働は含まず)の時間数を定めください。年720時間以内を要します。	限度時間を超過する時間外労働をさせる場合の割増率(25%)を超過する割増率となるよう努めてください。			
限度時間を超過して労働させる場合における手続		労働者代表者に対する事前申し入れ							
限度時間を超過して労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置		対象労働者への医師による面接指導の実施、対象労働者に11時間の勤務間インターバルを設定、職場での時短対策会議の開催							
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1ヶ月について100時間未満でなければならず、かつ2ヶ月から6ヶ月までを平均して80時間を超過しないこと。 (チェックボックスに要チェック)									

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1ヶ月について100時間未満でなければならず、かつ2ヶ月から6ヶ月までを平均して80時間を超過しないこと。
(チェックボックスに要チェック)

2枚目(裏面)

時間外労働 休日労働 に関する協定届(特別条項)

協定の成立年月日 〇〇〇〇年 3月 12日	協定の当事者である労働組合の名称(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)又は労働者の過半数を代表する者の氏名 〇〇 労働基準監督署長殿	協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法 投票による選挙	労働者代表者に対する事前申し入れ 管理監督者は労働者代表にはなりません。 協定書を兼ねる場合には、労働者代表の署名又は記名・押印が必要です。	労働者代表者に対する事前申し入れ 協定書を兼ねる場合には、労働者代表の署名又は記名・押印が必要です。
協定の成立年月日		協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法		労働者代表者に対する事前申し入れ
協定の成立年月日		協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法		労働者代表者に対する事前申し入れ

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1ヶ月について100時間未満でなければならず、かつ2ヶ月から6ヶ月までを平均して80時間を超過しないこと。
(チェックボックスに要チェック)